

先進医療の新規届出技術について
(届出状況／4月受理分)

受理 番号	技術名	適応症等	先進医療の 内容	医薬品・ 医療機器等情 報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
064	即時自己完結型バイオリジェネレーション法 による歯周組織再生	慢性歯周炎(但し2～3壁性垂直性骨欠損があ りフラップ手術の適応となるものに限る)	別紙2ー1	別紙2ー2	4万3千円	3万円	1万3千円	先進医療B	H28.4.6
065	骨髓由来単核球細胞を用いた脊髄損傷に対 する治療	脊髄損傷(但し、受傷後3日目から12週以内に ASIA機能障害尺度A,Bの部分的損傷が認めら れた脊髄損傷患者。脊髄の完全離断、離断に 近い状態の患者は除く。)	別紙3ー1	別紙3ー2	31万9千円 (1回施行あたり)	15万6千円	6万8千円	先進医療B	H28.4.14

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として15日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)

2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの

(1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術

(2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)

4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、

当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。